

琉球大学学術リポジトリ

1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897 |

極秘
無期限
4部の内
1号

| | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|
| 次官 森喜久夫 岡本俊九 | 子局長 子長 子長 (子長) | アソビ 紀行 紀行 |
|--------------------|-------------------------|-----------------|

東郷、スチーブ会談 (8月29日午後)

44. 8. 29

朱比一紙

概要次のとおり。(朱比一紙が途中の案と長同席)

右記「る」公使は二水に二一を信し合はるに切り、来る

1日よりリ-ヤア陸軍長官科と同乗帰国し、愛知大屋防共
準備に当たつた 10月地家後同伴 帰任の由。

1. ウィエトム (共同声明案 3項)

(1) 当方共 共同声明案の表現は当方を通りとしておこ
たいこと、AWの先方の意向に各之 朱比宣言が「ライン」

同意と手控えたいこと、以上はた 実質は分つて
いるが、国内的にどう扱うかの最高首脳の決断が

GA-5

外務省

コピート
三切
① 在米大使
② 在米公使
③ 朱比一紙

あるまで 文言等と觸りた(右に)とを述べた。

(2) 先方共、ガイドラインは朱比と123=24の要求に

ありこと(アソビは 返還延期か南線継続かをめぐり
書(と)、日側にはおかしさを示す大屋防共の備え

朱比と右記(近い)何らかの文言(共同声明案と右記)に
おかしさを示す有用なものかと思ふこと、AWの行方

の真の朱比内政(見出しは北地(北地)と15+)
「NON」右記とを表明した。

2. 韓国が台湾 (共同声明案の総理宣言案)

(1) 韓国 12月24日 (A) 総理宣言案に FAVORABLE
の字句挿入は反対あり、(B) 共同声明案 3項
⑤、AW (先方意向に答へ)

第1文 12 SPECIFICALLY 挿入を以て異体あり、右記述
入った。
(「不可行」なるもの(過)と「不可行」(右記)は
「不可行」=4412月-24日(右記)の案あり由)

(2) 台湾は7112は 彼我討議の結果 総理宣言案

GA-6

外務省

末尾に先方提言の如く ON THE BASIS OF THE FOREGOING CONSIDERATIONS. 挿入に同意した。

(~~如~~ 実質的な問題で右に示したため)

3. 1972年(共同声明第5項)

(1) 先方より本国の訓令体系に「1972年11月4日」
 有るべきと返還が実現すれば、その印象を「予定の文言に
 (中略)

「返付にあり、日本側の -- BY CONCLUDING -- 云々も
 加える譲歩を予定と強調したのと、当方より

日本側は加える意向に出たものでなく、案外か
 2点に(2)の如く EXPEDITE THE CONSULTATIONS
 のみ有ることと諸を説明し、先方でも漸く理解(中略)
 した。特に「見地」は、他の言詞に「採る」と
 (取決める)結果が「CONDITIONAL」なものとされたこと
 の際、意向を示した。

(2) 1972 彼我「討議」の結果、"THEY FURTHER

AGREED TO EXPEDITE CONSULTATIONS WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION IN

1972, ~~UNLESS~~ ^{SUBJECT} TO THE CONCLUSION OF THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT." (T-20-112 個別から「日本」との相違) を双方にて AD REFERENDUM として合意した。先方より「日本側」に報告したと述べて

~~...~~

~~...~~

4. 安保条約の関連取扱い(共同声明第6項)

(1) 先方より WITHOUT MODIFICATION 体系に必要と
 して「見地」したのと、当方より「政治上の問題」として
 (中略)

二ヶ正取るとその前の文言が、当然の予定の表明に
 望に ⁴⁸⁰ 3ヶ正 ⁴⁸⁰ 約 (7ヶ正必要あり所 改正後相
 (この見地から))

(た。

(2) 次に先方より「関連取決め」とは 行五指すか
 本国の確認を 訓令 があるかと述べてのこ。

先方より 安全保障、地位協定、補給施設の交換等
 共同PTV-交換公文の肉 交換公文、Aの相互防衛

！ 援助協定に関する 交換公文の5番の ⁴⁸⁰ 国公の取決
 正と正とのあり = と正説明した (右方 安保協定等)

設置に関する 往後書簡日 沖繩の22の合意
 経過 - 2ヶ正 復讐と女に自然に 動かさる - は上記に

入る24の合意の 説明(た。)

5. その他

(1) 先方提案の 共同声明書 1項末尾の DEFENSE

TREATY OBLIGATIONS に 当方同意し 7月 8月
 27日 先方提案の 共同声明書 1項 15 (1972年7月
 (前記))

⁴⁸⁰ 5ヶ正 (EX), 6 (WITHOUT MODIFICATION 480), 7, 8, 9, 10
 9ヶ正の 小字句 修正に 先方が同意した。

(2) 先方より、公開の文言の曖昧さ等との理由で、
 韓国、台湾、フィリピン Aの 概ねの 秘密

の 保証 取決め 4の 要素 にか 全する べき 知れ
 べき 旨を 述べ たい 旨で、 先方より 昨日の 大凡 どの

会議 での 行 - 大凡 どの 旨 にか 全する べき 知れ
 度々 「秘密保証」の 言葉 にか 寄せる べき 旨に

整え たい 旨で 113 = と、 「又」 公使 韓国 7ヶ正
 7ヶ正 各 当局 に対し = 彼女 自身 にか 全する べき 旨に

あり = と 正 旨と 説明 されたし と 要求し、 先方
 了承 した。